

2018年2月1日

受益者の皆さまへ

三井住友アセットマネジメント株式会社

### 公告方法の変更のお知らせ

平素は弊社投資信託に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ファンドの信託約款の重大な変更の場合等に、受益者の皆さまへの公告方法として、従来、日本経済新聞に掲載することとしておりましたが、2018年2月1日以降は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.smam-jp.com>

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は日本経済新聞に掲載します。

また、上記変更に関しまして必要な信託約款の変更を行いました。

なお、ファンドの運用の基本方針、運用体制等につきましては、一切変更ありません。

本お知らせに関しまして、受益者の皆さまのお手続きは不要です。

受益者の皆さまにおかれましては、何卒ご理解くださいますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

#### 1. 変更内容

受益者の皆さまへの公告方法を原則として電子公告の方法によるものとします。

#### 2. 変更日

2018年2月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

三井住友アセットマネジメント 投信直販お客さま窓口 **0120-45-1104**

(受付時間：原則として営業日の午前9時～午後5時)